

議案第210号

平成22年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）

平成22年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ442,383,646千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年12月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		4,117,297	1,050,000	5,167,297
	1 繰越金	4,117,297	1,050,000	5,167,297
23 市債		53,067,400	350,000	53,417,400
	1 市債	53,067,400	350,000	53,417,400
歳入合計		440,983,646	1,400,000	442,383,646

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		84,291,850	1,400,000	85,691,850
	4 都市計画費	30,973,323	1,400,000	32,373,323
歳出合計		440,983,646	1,400,000	442,383,646

第2表

地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
都市整備 事業	1,498,900	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	5.0 % 以 内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	1,848,900	(補 正 前 に 同 じ 。)		